

記者会見要旨

日 時：2020年10月21日（水）午後2時30分～午後3時10分
場 所：太陽生命日本橋ビル12階 証券団体会議室
出席者：鈴木会長、森本副会長、岳野副会長・専務理事

冒頭、森本副会長から、自主規制会議の状況について、岳野副会長・専務理事から、証券戦略会議の状況について、それぞれ説明が行われた後、大要、次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

10月1日に東京証券取引所においてシステム障害が発生した。証券業界の信頼性に関わる事案だと思うが、日本証券業協会の会長としてはどのように受け止めているか。

また、今後の対策や具体的な取組みについて教えていただきたい。

（鈴木会長）

こういった障害発生というのは、日本のマーケットの信頼性を損なうものであり、大変遺憾である。証券取引は円滑に行われ、市場の安定性、そして信頼性というものを維持していき、取引所そして証券会社双方が安定的に稼働していくことが当然必須であり、その意味では大変由々しきことであったと認識している。

今回、東証の「アローヘッド」の共有ディスクのメモリーに故障があったということだが、このような場合には通常バックアップシステムが動くはずが、設定不備により終日売買ストップになったということである。

終日ストップということはある意味、巨大な損失が生まれる可能性が十分あるし、大きな売買もできないということであるため、費用的に換算すれば大変大きなことであったと思う。東証でも色々と検討して、業者とも話した中で、最終的に難しい決断であったと思うが、ストップしたと聞いている。そういった中で、一日ストップというのは様々な部分で問題があるわけだが、明らかなことは、売買停止後の再開に関するルールの未整備ということである。今後東証がこういった部分について、業者も入れてどうするかを明確にしていく検討

が行われるのではないか。

我々としては、国内外の投資家が安心して取引できる取引所の運営に努めていただきたいと思っている。

(記者)

今のご説明に関して、協会としての取組みがあれば教えていただきたい。

(鈴木会長)

本協会自身が取引所ではないので、何か決めるということはないが、少なくとも、今度の取引再開ルールの策定に関しては、証券会社が入る中で、本協会もオブザーバーとして参加しようということになっている。

(記者)

東証のシステム障害について、「再発防止策検討協議会」にオブザーバーとして参加されるということだが、協会としてどのような形でルール整備が進むことを望んでいるのか。東証は色々な業態の証券会社が入るということをお話しているが、協会としては、どのような形で話が進むことを希望しているか伺いたい。

(鈴木会長)

取引再開にあたってのルールはこれから作るということだが、とにかく円滑な取引ができるようにきちんとしたルールを決めていただきたい。ただ、色々なルールを決めても、最終的には東京証券取引所の判断が大きなものになる。こういうものは全てルール通りに動くとは私は思えないし、ルールで決めた以外のことも起こるだろうから、そのような時は最終的には東証が判断するのだろう。我々としては、そうは言ってもマーケットが一日中閉まらないように考えていただきたいと思っている。

(記者)

一日中止めるという選択肢よりも、なるべく早く再開できるようにという前提で話を進めるということか。

(鈴木会長)

私はそのように思っている。やはり、一日中マーケットが閉まったことはどうかと思う。少なくとも換金ができるという状態にはあったほうが良いのではないか。今後議論の中で決まっていくと思うが、個人的な感覚ではそのように考えている。

(記者)

先ほどの質問にも関連するが、再発防止策検討協議会にオブザーバーとして参加するということだが、どのようなところが一番の課題になると見ているか。証券会社は大手やネット、地場など大小様々であるし、一部では注文を出した人にどう確認を取るかということも課題だという声もあり、どのような点が今後課題となり、また、重点的に議論したいとお考えか。

(鈴木会長)

我々は当事者ではないので、意見を言う立場ではない。この会議自体が証券会社だけではなく、投資家も含めて参加するということであり、その中で全員が納得するというのはなかなか難しいだろう。しかし、マーケットが開いた中で、障害が起こっても入っている注文を取り消せないということはある程度形が整うことを求めている。そういう意味では、議論がどちらの方向へ進むかは我々も分からないが、証券会社のシステムそのものもどのようにしていくかということは議論の対象にはなるのかと思う。今回途中でも開けるチャンスがあった中で一日中閉めたということだから、証券会社を含めて注文ができなかった際の、顧客に対する補償とまでは言わないが、どのような形で説明できるのかということは重要な意味があるのではないかと思っている。本協会は当事者ではないため、個人的な意見にはなるが、そのように思っている。

(記者)

今の話についてだが、途中開けるチャンスがあった中で、実際にシステムは対応できたが、混乱を回避するという理由で終日停止を決定している。多少そういうリスクを取って開くという判断もあったのではないかと思うが、終日停止という判断についてどのように評

働されているのか。

(鈴木会長)

マーケットのところの最終的な判断であるし、我々の知らない事務が沢山あるであろうから、コメントする立場にないが、先ほど申し上げたように、とにかくマーケットは一日中閉まるより開いていた方がよいと私は強く思っている。取引参加者を含めて、様々な当事者とは当然話をしていると思うし、取引所を含めて、できる・できないという議論の中で終日停止を決められている。その中で、色々なプロセスに不透明な感じがあったから、皆さん意見を仰っているのだと思う。そういうプロセスがある程度分かるようなルールがきちんと整備されればよいのではないかと思っている。

(記者)

巨額の損失が生まれる可能性があったということだが、実際会員の証券会社において、マーケットが終日閉じたことで、こういう問題があったという話や懸念があったのかを伺いたい。

もう一つ、今回東証への一極集中も課題ではないかという問題提起も聞こえてくるが、それについてはどう思われるか。

(鈴木会長)

何か大きな問題があったということは全く聞いていない。

それから、東証の一極集中というか、当日のPTSの取引が非常に少なかった。東証が動かないなら、PTSが動いてもと思われるかもしれないが、ほとんどのシステムは一般的に、一旦東証の相場を覗いてから、それと比較してPTSの価格が高いか安いかを見ているので、比較するものがないと結局は注文を出さないということになってしまい、PTSでの取引が通常より少なくなったのではないかと思う。

日本のマーケットはアメリカのようにPTSがたくさんあるわけではないため単純ではないだろうが、今後検討がなされていくのではないかと思っている。PTS一つにしても色々なルールが走っており単純ではないが、今後色々なことが検討される可能性が残っているのではないか。

(記者)

ファイアーウォール規制の緩和について、一部報道で見た限りにおいては証券戦略会議議長の日比野さんは緩和に反対されているようで、協会全体が反対である印象すら受けるのだが、協会としての立場を伺いたい。

(鈴木会長)

ご存知のように本協会は様々な業態の証券会社が入っているので、当然、銀行系証券会社の主張もあるし、独立系の証券会社も色々意見があるということは間違いない。前回も申し上げたが、ファイアーウォールの規制があっても、顧客がよいと言え、規制が全くないのと同じようになるわけである。その中で本協会のスタンスを申し上げると、もともとファイアーウォール規制が出てきた前提を考えれば、顧客の保護、いわゆる顧客の不利益を防止するという意味で優越的地位の濫用や利益相反が起こらないよう基本的なルールはきちんと守られるべきではないかということである。そういうものがきちんと守られれば、規制の緩和について本協会として反対するという話ではない。同規制はもともと顧客の不利益を防止するものであり、その前提が守られるのであれば本協会としては全然問題ないと考えている。

(記者)

10月末が迫り、証券会社の間接決算の速報値が出てきているが、今期の業績はそれなりによいのかと思う。これから先、デジタルトランスフォーメーションなど色々なことが言われている中で、証券会社はこの収益をどういうところに使っていくべきか、会長の考えを伺いたい。

(鈴木会長)

各社の業績がどうなっているか細かいことは分からないが、利益についてはまちまちだと思う。そういった中で、証券会社も今後備えて色々なことをやっているわけである。大きな証券会社から規模の小さな証券会社、またはネット証券に至るまで、新しいビジネスモデルや新しい顧客層の開拓にお金を投資していかなければいけない

というようになっているのではないかと思う。これは儲けとは全く関係ない話である。

(記者)

ファイアーウォール規制の緩和について、今でも場合によっては規制外の対応ができるという話だが、ペナルティを強化するなど意見があれば教えていただきたい。

また、東証の問題について、今回証券会社と話し合っただけで終日売買停止を決めたということだが、顧客の注文をキャンセルできるとかできないとか、証券会社によってシステムの差があったように思う。現在、菅総理がデジタル庁を創設している。先ほどおっしゃったように証券会社によって儲けは違うと思うが、協会として証券会社に求めるデジタルの水準や方針を示すであるとか、デジタル化もしくはDXに関して考えがあれば教えていただきたい。

(鈴木会長)

ファイアーウォールに関しては、先ほども申し上げた通り、顧客が拒否しなければ情報は共有できる。それにも関わらず、手間がかかるという議論だけをするのではなくて、何のための、誰のための規制かということが重要ではないか。

東証のシステムの件だが、これはなかなか難しいところがある。東証は証券会社に聞いたとあるが、主に答えたのは実務対応のところだと思う。問題が大きくなってしまえば、補てんというのはおかしいが、例えばあの日ニューヨークの株価が高かったが、翌日ニューヨークの株価が大きく下がり、売ろうと思っていた人たちが「すごく安くなったじゃないか」、あるいは「この値段で売れたじゃないか」となった場合に、補てんというか、利益をどうするか、クレームについてどうするかという問題が残ってくる。これは証券会社がシステムの的にダウンして、寄り付きから注文が入っていたものについて、値段が分かるものはある程度損失を補てんしているケースはあるわけであり、そういうことも絡んでくるので、少し複雑ではあると思う。ただ、各社によってシステムが違うため、既に受注している注文を1回止めてまた出す際に、その注文がそのまま流れないという会社もあれば、流れてしまう会社もある。システムは各社一律ではないと認識

しているため、そのようなことも含めて、全て一緒にしてしまうのは難しい話であり、単純に取り消せない、取り消したら今度は取り消した人からのクレームをどう処理するか、誰の責任なのかということもあるため、非常に難しい問題ではあったのではないか。

(記者)

協会として最低限のデジタルレベルの水準、取引システムの水準の底上げなど、そういった部分で今後何かあるか。

(鈴木会長)

要はデジタルの部分、システムの部分というのはある意味金融機関そのものである。特に証券会社のようなところでは、そこが各社の売りであり、一律にしてしまうことはなかなかできない。世界中そうだが、「一番システムが進んでいる」というのは、証券各社のアピール部分であり、そこを本協会が、売買のシステムをこういうふうにすると言うのは難しい。バックオフィスや自主規制に絡むところでは我々も強く言うが、いわゆる発注系のシステムを全部一律にというのは難しいと思う。

(記者)

ファイアーウォールの件で、優越的地位の濫用などがあった場合に、ペナルティを強化するとか、そういったことは求めないのか。優越的地位の濫用を明確化して罰則、ペナルティを課すとか、制裁を科すことはないのか。

(鈴木会長)

これは金融審議会の市場制度ワーキングの中で議論しているが、その中で、アメリカのように罰則規定を強化するという議論が生まれてくる可能性はあると思う。我々は罰則を強化するという主張はしていない。先ほどから申し上げている通り、誰のためのルールなのか、それがきちんと守られるようにやって欲しい、というのが我々の考えであり、それを受けて、金融審議会の中でルールが決められると認識している。

以 上